平成２６年（フ）第１２４号
山口県下関市長府日の出町９番５号
債務者　中山塗装こと　中山　隆志
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
山口県下関市一の宮町２丁目１番５号　ハイム上野１―305号
債務者　中村　康成
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
熊本市西区池上町864番地３
債務者　生　　義孝
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４２号
宮崎市高洲町174番地３　福富アパート207号
債務者　中嶋なるみ（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目５番１号　セントラルハイツ203号
債務者　田中　和行
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目５番１号　セントラルハイツ203号
債務者　田中　　怜
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
鹿児島県鹿児島市上荒田町13番10号　グランデージ上荒田201号
債務者　木元　常雄
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市上荒田町13番10号　グランデージ上荒田201号
債務者　木元　好久
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目３番20号
債務者　福盛　重信
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４４号
茨城県神栖市大野原１丁目15番13号
債務者　宮内　菊代
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第７５号
石川県加賀市保賀町232番地１　サンライト保賀５号室、従前の住所石川県金沢市南四十万３丁目28番地　パストラルＢ棟・107号
債務者　ナインシックスことピンクパンサーこと　山下　諒人
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４８号
長野県伊那市西箕輪3946番地10
債務者　今井　広樹
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第４９号
長野県上伊那郡宮田村5188番地ロ
債務者　林　　勇司
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第５１号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12192番地
債務者　浦野　竜徳
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３８２号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目10番15―407号
債務者　中山　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５３号
兵庫県西宮市今津山中町９番32号アイエフハイツ山中町1103号
債務者　長谷川　翔
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目９番11号306、前住所兵庫県尼崎市富松町１丁目33番15号312
債務者　泉田　克巳
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係